

令和 8 年 5 月 定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和 8 年 5 月 1 8 日 午後 1 時 3 0 分開会 午後 2 時 5 6 分閉会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、上野幸子教育長職務代理者、 飯田昌利委員、可知良之委員、久保大地委員
	欠 席	なし
説明のため出席 した者の氏名・ 職名	青木教育政策部長、佐藤教育総務課長、安彦参事兼学校教育課長、徳留 生涯学習課長、並木いろは遊学館長、高木教育総務課主幹	
会 議 書 記	今野教育総務課主査	
傍 聴 人	2 人	
会 議 内 容	議 題 第 2 7 号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について 第 2 8 号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について 第 2 9 号議案 工事請負契約の締結について 第 3 0 号議案 工事請負契約の締結について 第 3 1 号議案 財産の取得について 第 3 2 号議案 指定管理者の指定の変更について 第 3 3 号議案 令和 8 年度一般会計補正予算（教育費）について 報告事項 （ 1 ）専決処分について（いろは遊学館等運営審議会委員の委嘱） その他	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○柚木教育長

令和８年５月定例教育委員会会議の開会を宣す。

傍聴希望者について、傍聴を許可した。

＊＊ 傍聴人 入場 ＊＊

議事録署名委員に飯田委員を指名した。

会議書記に今野主査を指名した。

４月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎教育委員会報告

○青木教育政策部長

令和８年４月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ ４月２１日 宗岡中学校区学校運営協議会委員任命書交付式
第１回市町村教育委員会教育長研究協議会
- ・ ４月２２日 定例教頭会議
- ・ ４月２６日 志木の森学園の施設の概要に関する地域説明会
- ・ ５月 ７日 令和８年度関東地区都市教育長協議会総会（８日まで）
- ・ ５月 ９日 志木市郷土芸能団体連合会定期総会
- ・ ５月１０日 志木市子ども会育成連絡協議会定期総会
- ・ ５月１１日 志木中学校区学校運営協議会委員任命書交付式
- ・ ５月１２日 定例校長会議
- ・ ５月１３日 令和８年度全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会（１５日まで）
- ・ ５月１４日 志木市文化協会総会
- ・ ５月１５日 志木中学校・宗岡中学校・宗岡第二中学校体育祭
志木市青少年育成市民会議総会
志木市体育協会定期総会
- ・ ５月１６日 志木市美術協会総会
- ・ ５月１７日 令和８年度宗岡第三小学校FFC総会
- ・ ５月１８日 令和８年度教職員人事評価「校長当初申告」教育長面談

教育長発議

○柚木教育長

第２７号議案及び第２８号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、報告事項（１）専決処分について（いろは遊学館等運営審議会委員の委嘱）については、人事案

件であるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、また第29号議案及び第30号議案 工事請負契約の締結について、及び第31号議案 財産の取得について、第32号議案 指定管理者の指定の変更について、第33号議案 令和8年度一般会計補正予算（教育費）については、市議会への提案事項であり、市長に対する意見の申出にあたるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第3号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、第27号議案、第28号議案及び報告事項（1）については、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、また第29号議案から第33号議案までについては、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第3号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第27号議案から第33号議案まで及び報告事項（1）については、非公開案件であるため会議の最後に審議及び報告することとしてよいか。

○全委員

了承する。

◎その他

重要有形民俗文化財「志木の田子山富士塚」保存活用計画について

○徳留生涯学習課長

重要有形民俗文化財「志木の田子山富士塚」保存活用計画が令和8年3月に策定された。重要有形民俗文化財の保存計画は原則所有者が策定することとされており、所有者である宗教法人敷島神社が策定したものである。

この計画は、全8章から構成されている。第5章以降は、田子山富士塚の現状と課題、将来に向けた保存活用の基本方針、基本方針に基づく具体的な措置が記載されている。また、第4章については、田子山富士塚は、国指定後いろいろなダメージがあることが判明し、令和6年度、7年度をかけて山体の調査を行ったのでこの結果を記載している。

計画策定の背景であるが、屋外の盛土構造物であることや年間を通じて入山可能な登れる富士塚として親しまれていることもあり、塚自体が自然的、人為的影響を強く受け、土壌の流出や登山道のすり減り、石造物の傾斜、黒ボク石の落下などの被害が確認されるようになった。これを受け、保存対策として入山規制などを行うことも想定されるが、文化財的価値や活用の機運、地域住民の愛着等を低下させてしまう恐れもあることから、保存と活用の均衡を慎重に見定める必要があること、さらに調査研究を通じて新たな価値や魅力を引き出すこと、近年深刻化する各種災害対策を講じることも持続可能な保存・活用には不可欠である。

計画策定の目的としては、所有者や保存会、地域住民、国、県、市を含めた関係などで共有することで、一定の共通認識のもと、緊密な協力関係と迅速かつ効率的な事業展開を

期待するものである。

なお、この計画は、今後、国の文化審議会で認定を受けると、ここに記載されている内容が法的に認められ、財政的な支援なども受けられるようになる。

○委員

令和6年度の第1期調査において、地中レーダ探査で地層の調査まで入っているが、地層というのは長年積みあがってきたものだと思うが、盛土の中の空洞の調査を行うために地層の調査も入ったということは、地層と盛土の境界線を把握するためなのか、それとも盛土されているあたりの地層が強いものなのか、硬いものなのか、柔らかいものなのかについても調査するためなのか。その理由を知りたい。

○徳留生涯学習課長

44ページに地中レーダ探査の概要を示している。この参考図をご覧くださいと、この探査で分かることは、例えば空洞や大きな石など地下の中の異物が分かる調査である。こちらは地中に鉄パイプを疑似的に埋めて、それが調査の中でどんな風に出るのかということを試験的に行ったところである。それが異物だとこのように写る、空洞だと大きく写るということで、境界面があればはっきり出るという内容である。大きな地層の乱れとか亀裂などがあれば分かるということになる。田子山富士塚の調査結果が49ページにある。この図面のうち、一番上の図面の山の頂部の真ん中あたりに乱れた線が見えるが、これが乱れた反射像ということで、層と層の境界にあたるとされており、もしかしたら地割れのようなものが発生しているかもしれないということが分かったところである。

また、中段の地中レーダ探査結果の図面では左側のところにも乱れた反射像が見えており、こちらにも地割れのようなものが発生しているのではないかと思われる部分がある。これと簡易貫入試験結果などと合わせた結果が49ページの一番下の推定土層断面図となり、この辺りに層の境界があるのではないかとすることを想定し、このような図面を作成している。この図面の一番下のところに地山（ローム層）と書いてあるが、ここが何も手をつけていない部分ということで、ここから上に土を盛っていったということが今回の調査で分かったということである。

○委員

52ページの上からの3つ目の図面の紫の部分が非常に危ないという説明だったが、表紙から2枚目のページの写真の一番上に南面という写真があるが、この写真からこの辺が危ないのだというものをご説明していただきたい。

○徳留生涯学習課長

この口絵の写真でいえば、南面は比較的安全であるが、北側の方がやや脆弱である。

○委員

田子山富士塚というと一般的に南面を思い浮かべるが、危なかったのは、北側であったということがよく分かった。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○**柚木教育長**

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

＊ ＊ 傍聴人 退場 ＊ ＊

◎**第 2 7 号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について**

◎**第 2 8 号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について**

※第 2 7 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき
審議結果を除き、公表しない。

第 2 7 号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

※第 2 8 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき
審議結果を除き、公表しない。

第 2 8 号議案 志木市教育委員会事務点検評価委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎**第 2 9 号議案 工事請負契約の締結について**

※第 2 9 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき
審議結果を除き、公表しない。

第 2 9 号議案 工事請負契約書の締結については、原案のとおり可決された。

◎**第 3 0 号議案 工事請負契約の締結について**

※第 3 0 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき
審議結果を除き、公表しない。

第 3 0 号議案 工事請負契約書の締結については、原案のとおり可決された。

◎**第 3 1 号議案 財産の取得について**

※第 3 1 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき

審議結果を除き、公表しない。

第 3 1 号議案 財産の取得については、原案のとおり可決された。

◎第 3 2 号議案 指定管理者の指定の変更について

※第 3 2 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき
審議結果を除き、公表しない。

第 3 2 号議案 指定管理者の指定の変更については、原案のとおり可決された。

◎第 3 3 号議案 令和 8 年度一般会計補正予算（教育費）について

※第 3 3 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき
審議結果を除き、公表しない。

第 3 3 号議案 令和 8 年度一般会計補正予算（教育費）について、原案のとおり可決された。

◎報告事項（1）専決処分について（いろは遊学館等運営審議会委員の委嘱）

※報告事項（1）については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき、
公表しない。

○柚木教育長

他になければ、これをもって令和 8 年 5 月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

（※署名は原本）